

令和2年高島市教育委員会第7回定例会

【 会 議 録 】

令和2年7月27日

令和2年高島市教育委員会第7回定例会会議録目次

(令和2年7月27日)

出席委員・出席事務局職員…………… |

提出議案の題目…………… |

議事日程…………… 2

(議事の経過)

日程第1 議第59号 臨時代理につき承認を求めることについて…………… 8

日程第2 議第60号 臨時代理につき承認を求めることについて…………… 9

日程第3 議第61号 臨時代理につき承認を求めることについて…………… 11

日程第4 議第62号 臨時代理につき承認を求めることについて…………… 12

日程第5 議第63号 臨時代理につき承認を求めることについて……………14

日程第6 議第64号 令和2年度教育の重点の策定について……………15

日程第7 議第65号 高島市ことばの教室の設置および運営に関する要綱
の廃止について……………24

令和2年高島市教育委員会第7回定例会会議録	
招集年月日	令和2年7月27日
招集の場所	高島市役所 新館3階 会議室
開会	午前9時30分
教育長	上原 重治
教育委員会委員	小多 偕裕 三矢 艶子 川原林 正英 田邊 栄美子
教育委員会事務局職員	教育総務部長 田谷 伸雄 教育指導部長 川島 浩之 教育総務次長 (社会教育課課長事務取扱) 饗庭 眞二 (高島市民会館館長事務取扱) 山本 純子 教育総務課長 加藤 勝己 文化財課長 松田 邦幸 市民スポーツ課長 竹井 正人 図書館長 玉木 健史 学校教育課長 村田 秀俊 学事施設課長 辻 信孝 学校給食課長 長瀬 千恵美 教育総務課参事 上原 真哉 教育総務課主事 末綱 美都
提出議案の題目	1. 臨時代理につき承認を求めることについて 2. 臨時代理につき承認を求めることについて 3. 臨時代理につき承認を求めることについて 4. 臨時代理につき承認を求めることについて 5. 臨時代理につき承認を求めることについて 6. 令和2年度教育の重点の策定について 7. 高島市ことばの教室の設置および運営に関する要綱の廃止について
委員提出議案の題目	なし
会議録署名委員	本定例会の会議録署名委員は次の委員とした。 田邊 栄美子 委員 三矢 艶子 委員
閉会	午前10時28分

議事日程

令和2年7月27日（月）

午前9時30分 開会

第1 開会（挨拶）

第2 令和2年第6回定例会会議録の承認

第3 会議録署名委員の指名

第4 議事

日程第1 議第59号 臨時代理につき承認を求めることについて

日程第2 議第60号 臨時代理につき承認を求めることについて

日程第3 議第61号 臨時代理につき承認を求めることについて

日程第4 議第62号 臨時代理につき承認を求めることについて

日程第5 議第63号 臨時代理につき承認を求めることについて

日程第6 議第64号 令和2年度教育の重点の策定について

日程第7 議第65号 高島市ことばの教室の設置および運営に関する
要綱の廃止について

第5 協議事項

協議第2号 高島市民生委員推薦会委員の選任について

第6 報告事項

報告第12号 高島市教育委員会点検評価委員の委嘱について

報告第13号 「新しい生活様式」を踏まえた学校の取組について

報告第14号 高島市教育委員会事務局職員の人事について

第7 今後の日程

議 事 の 経 過

開 会 （午前9時30分）

（加藤教育総務課長）

それでは、定刻となりましたので、ただいまから令和2年高島市教育委員会第7回定例会を始めます。開始する前に、お断り申し上げます。今回の会議より、ペーパーレス化の推進によりまして、事務局におきましてはノートパソコンを用いての会議とさせていただくことをご了承いただきたいと思います。

それでは、開会にあたりまして、上原教育長からご挨拶をいただいた後、議事日程により会議の進行をお願いいたします。

（上原教育長）

改めまして、みなさん、おはようございます。

例年ですとこの時期、学校は夏季休業に入っているのですが、今年は新型コロナウイルス感染症の影響で、夏季休業が短縮され、市内小中学校では、今日も授業が行われています。そのような中、今年の夏季休業期間を利用して、大規模改造工事を予定している新旭北小学校においては、7月いっぱい湖西中

学校で、8月後半は観光物産プラザと湖西中学校で授業を行うこととなりました。去る7月20日には、変更された通学路と通学手段によって湖西中学校に初めて小学生全員が登校しました。保護者や地域の皆さんが見守る中、安全に登校できました。また、校舎の中では、中学3年生の教室の隣の教室で、小学1年生が勉強している風景に、何か新鮮さとあたたかさを感じました。また、登校時に小学生を気遣う中学生の姿があり、改めて、小中一貫した教育の重要性を確認する機会ともなりました。小学生を受け入れていただいている湖西中学校の校長先生も、めったにない機会なので、積極的に授業交流もしていきたいと話されていました。新旭北小学校と湖西中学校には窮屈な思いをしていただくことになりましたが、ピンチをチャンスと捉え、双方が高まる機会となるよう願っています。

すでに皆さんご承知のとおり、新型コロナウイルス感染症は再び拡大しており、滋賀県においても、7月に入ってからすでに50名を超える感染が確認され、さらに感染経路が不明な新規感染者も確認されたこと等から、「注意ステージ」から「警戒ステージ」に再び引き上げられ、油断できない状況となっています。改めて、新型コロナウイルスの感染予防に努めることが、自分の命だけでなく、家族や大切な人を守ることにつながるということを一人ひとりが心に刻み、感染予防の行動に移していくことが重要であると考えています。

このような状況でもあることから、昨年度から実施しました市内中学生を桜美林中学校に派遣して交流する事業につきましては、清水安三先生顕彰会と桜美林中学校の校長先生との話し合いの結果、交流の重要性は確認しつつも、本年度は実施を見合わせることにしました。

さて、高島市議会6月定例会において、ICT教育機器整備事業を補正予算として計上し、議決いただきました。このことにより、児童生徒1人1台のタブレット型端末を配備する体制が整いました。これまでの知識・技能の伝達が中心の一斉授業では、タブレット型端末の使いどころが限られてしまい、機器を使うこと自体が目的化してしまいます。授業づくりの視点を変え、学ぶ側の子どもが主体の授業に改善すれば、様々な場面でタブレット型端末が活躍する場面が出てきます。Society5.0を生きる子どもたちに、ICTを活用した学び方改革を進めてまいりたいと考えています。

本日は、議事案件が7件、協議事項が1件、報告事項が3件となっておりますが、何とぞ、慎重審議を賜りますようお願い申し上げまして、令和2年高島市教育委員会第7回定例会の開会に当たりましての、挨拶とさせていただきます。

続きまして、令和2年第6回定例会会議録の承認についてお諮りします。

6月26日に開会いたしました令和2年第6回定例会の会議録につきましては、お手元に配布したとおり作成することとし、高島市教育委員会会議規則第16条

第3項の規定に基づき、これを公表することに異議はありませんか。

(異議なし)

(上原教育長)

異議がないようですので、令和2年第6回定例会会議録は承認を受けたものとして、公表いたします。

続きまして、議事録署名委員を指名します。田邊委員、三矢委員、よろしくお願ひします。

それではこれより、議事に入ります。まず、日程第1 議第59号 臨時代理につき承認を求めることについて、を議題とします。加藤教育総務課長。

(加藤教育総務課長)

議第59号 臨時代理につき承認を求めることについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、市長から意見照会のあった令和2年度高島市一般会計補正予算(第6号)案につきましては、令和2年7月17日に臨時議会が招集され臨時議会に上程することから、教育委員会を開会する暇がなかったため、補正予算案に対する意見の申出については、高島市教育委員会

の教育長に対する事務委任規則第2条第2項の規定により、令和2年7月9日に下記のとおり臨時に代理したので、同条同項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。次ページをご覧ください。

補正予算の事業概要につきましては、番号16から19につきましては小中学校の長期休業期間の短縮に対応するための教育支援員などの配置に要する費用で
ございます。番号20、21につきましては、小中学校における感染症対策のために要する費用で
ございます。以上でございます。

(上原教育長)

ご意見、ご質問がございましたらよろしく申し上げます。ございませんか。ないようですので、異議なしということよろしいですか。

(異議なし)

(上原教育長)

異議がありませんので、議第59号は原案のとおり可決しました。

続きまして、日程第2 議第60号 臨時代理につき承認を求めることについて、を議題とします。饗庭教育総務次長。

(饗庭教育総務次長)

失礼いたします。議第60号につきまして、ご説明申し上げます。本件は、高島市地域学校協働活動推進員の委嘱について、高島市教育委員会の教育長に対する事務委任規則第2条第2項の規定により、令和2年7月1日に別紙のとおり臨時に代理したので、同条同項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。次ページをご覧くださいと思います。

高島市地域学校協働活動推進員につきましては、既に第4回定例会におきまして、5名の委員についてのご承認をいただいているところでございます。

この度は、現在今津東小学校の学校ボランティアでもあり、地域の民生委員、児童委員もされており、元県立高等学校校長の岩本忠晴氏に今津中学校区にお願いします推進員として委嘱したものでございます。

任期は、令和2年7月1日から令和4年3月31日までの2年間でございます。以上でございます。

(上原教育長)

ご意見、ご質問がございましたらよろしく申し上げます。ございませんか。ないようですので、異議なしということよろしいですか。

(異議なし)

異議がありませんので、議第60号は、原案のとおり可決しました。

続きまして、日程第3 議第61号 臨時代理につき承認を求めることについて、を議題とします。饗庭教育総務部次長。

(饗庭教育総務部次長)

続きまして、議第61号についてご説明を申し上げます。本件は、高島市文化振興推進審議会委員の委嘱について、高島市教育委員会の教育長に対する事務委任規則第2条第2項の規定により、令和2年7月1日に別紙のとおり臨時に代理したので、同条同項の規定により、これを報告し、承認を求めるものでございます。裏面をご覧くださいと思います。

任期満了に伴います、次期の文化振興推進審議会委員につきましては、別紙のとおり、谷口浩志氏を始めとする10名の方々でございます。内訳といたしましては、新任者が2名、再任者が8名で、活動経験や専門分野等を考慮し、選出しております。

任期は、令和2年7月1日から令和4年6月30日までの2年間でございます。

以上でございます。

(上原教育長)

ご意見、ご質問がございましたらよろしく申し上げます。ございませんか。ないようですので、異議なしということによろしいですか。

(異議なし)

(上原教育長)

異議がありませんので、議第61号は、原案のとおり可決しました。

続きまして、日程第4 議第62号 臨時代理につき承認を求めることについて、を議題とします。饗庭教育総務次長。

(饗庭教育総務次長)

議第62号につきまして、ご説明を申し上げます。本件は、高島市公民館運営審議会委員の委嘱につきまして、高島市教育委員会の教育長に対する事務委任規則第2条第2項の規定により、令和2年7月17日に別紙のとおり臨時に代理したので、同条同項の規定により、これを報告し、承認を求めるものでございます。

裏面をご覧いただきたいと思います。

高島市公民館運営協議会委員につきましては、既に第3回臨時会におきまして、11名の委員の委嘱につきまして、ご承認をいただいているところでございます。

この度は、社会教育委員の中から1名の方に兼務していただく委員につきまして、7月17日に開催しました、高島市社会教育会議におきまして同委員の小林忠伸氏が選出されましたので、7月17日に委嘱したものでございます。

任期は、令和2年7月17日から令和4年7月16日までの2年間でございます。以上でございます。

(上原教育長)

ご意見、ご質問がございましたらよろしく申し上げます。ございませんか。ないようですので、異議なしということによろしいですか。

(異議なし)

(上原教育長)

異議がありませんので、議第62号は、原案のとおり可決しました。

続きまして、日程第5 議第63号 臨時代理につき承認を求めることについて

て、を議題とします。饗庭教育総務次長。

(饗庭教育総務次長)

議第63号につきまして、ご説明申し上げます。本件は、高島市社会教育委員の委嘱につきまして、高島市教育委員会の教育長に対する事務委任規則第2条第2項の規定により、令和2年7月20日に別紙のとおり臨時に代理したもので、同条同項の規定により、これを報告し、承認を求めるものでございます。次ページをご覧くださいと思います。

高島市社会教育委員につきましては、既に第3回臨時会におきまして10名の委員を、第4回定例会、第5回定例会におきまして、それぞれ1名の委員の委嘱についてご承認をいただいているところでございます。

この度は、公民館運営審議会委員の中から1名の方に兼務していただく委員としまして、7月20日に開催いたしました公民館運営審議会におきまして、同委員会委員の中村真奈美氏が選出されましたので、7月21日に委嘱したものでございます。

任期は、令和2年7月20日から令和4年7月19日までの2年間でございます。以上でございます。

(上原教育長)

ご意見、ご質問がございましたらよろしく申し上げます。ございませんか。ないようですので、異議なしということによろしいですか。

(異議なし)

(上原教育長)

異議がありませんので、議第63号は、原案のとおり可決しました。

続きまして、日程第6 議第64号 令和2年度教育の重点の策定について、を議題とします。加藤教育総務課長。

(加藤教育総務課長)

議第64号 令和2年度教育の重点の策定について、でございます。高島市教育大綱に基づき、高島の志の教育、つながり響き合う教育の実現に向け、令和2年度において重点的に推進する施策を定める、令和2年度教育の重点を別紙のとおり策定することにつき、議決を求めるものでございます。高島市教育大綱における6点の重点目標に基づき毎年策定しております。お手元にお配りしております資料、高島の教育令和2年度教育の重点の1ページをご覧ください。主な取組

に絞って、ご説明いたします。

先ず、1点目、生きる力を育む乳幼児教育・学校教育の充実につきまして、ICTを活用した学び方改革の推進では、小中学生に一人1台のタブレット型PC端末を配備し、学習の支援を行ってまいります。また、指導に当たる教職員につきましても、ICT授業デザイナー育成研修やプログラミング教育研修などを受講し、学び方改革を進めてまいります。

系統的・継続的なキャリア教育の推進におきましては、未来を担う子どもたちに社会の中で役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく力が身につくよう、キャリア教育を推進してまいります。次に3ページをご覧ください。

2点目、明るい地域をつくる社会教育の推進につきまして、社会教育と学校教育の連携におきましては、地域学校協働活動を推進し地域との関わり、大人と子どもが共に学び合う取り組みを進めてまいります。続きまして、5ページをお開きください。

3点目、地域で育む青少年教育の推進では、青少年育成市民会議等による子どもの健全育成について取り組みを進めます。

4点目、地域の特性を踏まえた文化財の保存・継承および活用においては、国の名勝に指定されております、朽木池の沢庭園につきまして、保存・活用・継承を図るための庭園整備の実施計画を作成します。6ページをご覧ください。

上段の5点目、スポーツに親しめる生涯スポーツ社会の推進につきましては、スポーツ推進委員会を中心として健康スポーツの指導・啓発に努め、健康づくりやスポーツに触れ合う機会を提供していきます。

最後に6点目の教育環境の充実・向上について、でございますが、学校教育施設の整備といたしまして、今年度は新旭北小学校の大規模改造工事を実施いたします。

この教育の重点によりまして、令和2年度の高島の教育を推進してまいります。以上でございます。

(上原教育長)

ご意見、ご質問がございましたらよろしく申し上げます。三矢委員。

(三矢委員)

お尋ねしてよろしいですか。1ページ、生きる力を育む乳幼児教育・学校教育の充実のところの、下段のICTを活用した学び方改革の推進というところなんですけれども。大事なことが非常に短い言葉で、端的に書かれていて素晴らしいところだと思うんですけれども、ICT機器の整備っていうのは、ハードなところで、これはもう全部、ハード面なので一斉に進めていってくださるということだと思

うんですけれども。下のところの2点目のICTを活用した学び方改革のところ、これはソフト面、それから指導体制について謳われていて。上の段の整備とハードと、あとソフトと指導体制という、その辺りを両輪で進めていこうという趣旨だと思っております。上の方はハードの面なので、どこの学校も一斉にざっと入っていくと思っておりますけれども、お尋ねしたいのは、下のところのソフトというか、学校が色んなアプリとか選んでいくときに、自由度というか。学校でどういふふうを選んでいけるか。もちろん予算はあると思いますが、その辺りの計画なんかを教えてくださいたいと思います。

(上原教育長) 村田学校教育課長。

(村田学校教育課長)

失礼いたします。ご質問のアプリを選択する自由度について、でございます。これにつきましては、昨年度、八百数十台入れておりますタブレット、それらと同じようなもの、もしくは同じものを入れていくというようなことで、授業支援ツールですとか、インターネット上のドリル教材というようなものが中心になります。以上でございます。

(上原教育長) 三矢委員。

(三矢委員)

ありがとうございます。その辺りって本当に大事で、デジタルを使う一番の醍醐味になると思いますので。ここの目的は、今までは教師が画一的に教えていくのに使っていたものが、これで個別化というか、ここにも書いてありますように個別最適化っていうところに焦点を当てて、それぞれの個に合った、それぞれの学校による発信したい情報とか色んなことに使っていける、先ほどのお話にもあったドリルとか、もちろん、デジタルでもってそれぞれの子どもたちの学力をあげていく、それはそうなんですけれども。それぞれの学校がやりたいこと、発信したいこと、活動したいことに合わせてまたそういう枠が、それぞれの学校に、それぞれの選択ができるような、そんな範囲もあればよいかなというふうに思っ
て発言をさせていただきました。ありがとうございます。

(上原教育長)

ほかにご意見ご質問はございませんか。三矢委員。

(三矢委員)

関連して、いいですか。冒頭にも、教育長のご挨拶の中にありましたが、本当に、ICT の環境整備、簡単に言いますけれども、莫大な予算がかかっている、こうして揃えていけるっていうのはありがたい話だなというふうに思っています。で、これから第2ステップに入る。第1ステップのデジタルテレビ、書画カメラ等の整備におきましては、今では学校でもう普通になっていて。私たちも支援に入らせていただくとき、この前も家庭科の授業のボタン付けの支援に入らせていただいたんですけれども、デジタルで表示していただいて、先生はもちろん、大きなボタンでしてくださるんですけれども、私たちや地域の者が入ったときにも、ああやって提示していただくと、ああ、こういうふうにして子どもたちは学ぶんだと本当によくわかりますし、大変ありがたい。子どももありがたいやろうけど、私たちが地域からぱっと入らせてもらっても、子どもたちの授業をどういう風に支援したらいいのかというのがよくわかって本当に助かっています。

それらを教育研究所に、2年次に渡って発表もしていただきまして、それぞれの先生方が、普段使いができるような、そういうふうな研究を皆さんで取り組んでいただいたおかげで、今回こうして第2ステップへ繋がることになったんやなと思って、大変ありがたいと思います。

そこで、やはり、この計画を更に加速していくっていうところにはやっぱり、説明していくというか、私たちもしっかりと皆さんに説明責任をしっかりと果た

していかなきゃいけないというような観点から、色んなところで連携していったら、なかなかこれだけで評価していくというのは難しいので。今までにも道徳とか色んなことで、学社連携、それから産学連携というようなことで、色んなところで連携しながら研究を進めてこられたという経緯がありますので。今すぐ、こことこういうふうな連携がありますよ、というふうな話ではないんですけども、その辺の見通しというか、そのあたりをどういう風にお考えなのかというのがもしありましたら、お願いいたします。

(上原教育長) 村田学校教育課長。

(村田学校教育課長)

失礼いたします。ICT 活用の教師のスキルを今後より高めていくために、ICT 支援員といたしまして、資料作りであるとか、活用についてのスキルを高めていく、技術の高いものを持った方に来てもらって学校を回ってもらう。そのような中でスキルを高めていくというのも一つ考えておりますし、教育研究所が中心となりまして、ICT 活用の推進リーダーを育成しまして、市内に何校かでそういったメンバーで組織するんですけども、そういった中で活用方法をどんどん研修し、各校、地域に広げていくというようなことを今取り組もうとしているところ

です。

教育委員会の方にも、学び方改革プロジェクトチームというものを作りまして、学び方をどのように変えていくのかというようなことについて、また、ICTの活用をどのように進めていくのかということについて、協議を進めているところでございます。以上です。

(上原教育長)

ほかございませんか。小多委員。

(小多委員)

教育の重点の中で、2番目の明るい地域をつくる社会教育の推進ということと同時に、地域学校協働活動の、それぞれお願いをしている方と、社会教育委員を各地域にお願いしている方がおられますので、そのあたりの連携も必要になってくるのではないかなと、もう少し。今、目に見えて連携されているかどうかというのは今一つ把握はできないので、その辺をもう少し密にさせていただいて、お互い、協働活動の中で、社会教育委員さんの協力もお願いをすとか、そういう接点をもう少し強める必要があるのではないかなと、協力をお願いする必要があるのではないかなと思いますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

その辺は、いかがでしょうか。

(上原教育長) 饗庭教育総務次長。

(饗庭教育総務次長)

今、小多委員が仰ったように、学校協働推進活動における社会教育委員様、あるいは公民館運営審議会委員様、様々な委員様との連携は重要だと考えておりますので、今後そういった面につきましても、研究して取り組んでいきたいと考えております。以上でございます。

(上原教育長)

ほかございませんか。ないようですので、異議なしということでよろしいですか。

(異議なし)

(上原教育長)

異議がありませんので、議第64号は、原案のとおり可決しました。

続きますして、日程第7 議第65号 高島市ことばの教室の設置および運営に関する要綱の廃止について、を議題とします。村田学校教育課長。

(村田学校教育課長)

失礼いたします。資料の23ページをご覧ください。議第65号 高島市ことばの教室の設置および運営に関する要綱を廃止する告示案について、ご説明申し上げます。

高島市ことばの教室が、教育委員会から子ども未来部に所管替えになりましたことで、高島市ことばの教室の設置および運営に関する要綱を廃止するものでございます。以上でございます。

(上原教育長)

ご意見、ご質問がございましたらよろしく申し上げます。ございませんか。ないようですので、異議なしということによろしいですか。

(異議なし)

(上原教育長)

異議がありませんので、議第65号は、原案のとおり可決しました。

次に、協議事項に入ります。協議第2号 高島市民生委員児童委員推薦会委員の選任について、を協議します。事務局から説明をお願いします。加藤教育総務課長。

(加藤教育総務課長)

協議第2号 高島市民生児童委員推薦会委員の選任について、でございます。現在、三矢委員に民生委員推薦会委員として就任していただいておりますが、令和2年9月末日をもって任期が満了することに伴い、民生委員法第8条第2項第5号により、教育委員から1名選任の依頼があったものでございます。

なお、任期の期間は3年となっており、令和5年9月末日までの任期となっております。以上でございます。

(上原教育長)

ご意見、ご質問がございましたら、よろしく申し上げます。小多委員。

(小多委員)

事務局で何か案は検討されていますか。

(加藤教育総務課長)

委員の選任方法についてであります。ただいま小多委員より事務局案をということで提示がありましたので、事務局としての考え方をお示しいたします。事務局の案といたしましては、引き続き三矢委員に継続して就任していただくことを提案いたします。以上でございます。

(上原教育長)

ただいま、事務局より提案がありましたが、三矢委員を選任することに異議はありませんか。

(異議なし)

(上原教育長)

異議がありませんので、三矢委員、引き続きましてよろしく申し上げます。

次に報告事項に入ります。報告第12号 高島市教育委員会点検評価委員の委嘱について、説明をお願いします。加藤教育総務課長。

(加藤教育総務課長)

報告第12号 高島市教育委員会事務点検評価委員の委嘱について、高島市教育委員会事務点検評価委員設置要綱第3条の規定に基づき、日置喜嗣氏、嶋崎ひな子氏、竹脇一美氏を高島市教育委員会事務点検評価委員に委嘱したので報告いたします。

日置委員につきましては新任の委員であり、嶋崎委員、竹脇委員につきましては再任となっております。

なお、任期といたしましては、令和2年6月1日から事務の点検および評価が完了する日までとしております。以上でございます。

(上原教育長)

ご意見、ご質問がございましたら、よろしく申し上げます。ございませんか。

ないようですので、続きまして、報告第13号 「新しい生活様式」を踏まえた学校の取組について、説明をお願いします。村田学校教育課長。

(村田学校教育課長)

失礼いたします。資料26ページをご覧ください。報告第13号 「新しい生活様式」を踏まえた学校の取組でございます。

学校再開後、市内小中学校では、感染症対策を講じながらの教育活動の推進をしているところでございますが、7月15日に高島市版新しい生活様式を踏まえた学校の取組～学校における新型コロナウイルス感染症対策～を作成いたしましたので、報告します。次ページをご覧ください。

内容の報告をいたします。この新しい生活様式のガイドラインですが、文部科学省から新しい生活様式が示されておりまして、県からも感染症対策と学校運営に関するガイドラインが示されております。それらを基に作成いたしました。今後、高島市立小中学校においては、文部科学省、また県教育委員会が示すガイドライン、そしてこの高島市版の新しい生活様式を踏まえた学校の取組を踏まえ、新型コロナウイルス感染症対策に取り組んでいくということになります。

配布資料1ページの、1 学校における基本的な新型コロナウイルス感染症対策について、でございます。冒頭の教育長のご挨拶にもありましたが、感染症対策におきましては、一人ひとりの感染予防に関する行動が自分の命、家族、大切な人、社会を守ることに繋がるということを強く意識し、新しい生活様式に移行することが大切であると、子どもたちに、また教職員たちにも強く意識するよう指導しております。

2ページの健康観察について、というところですが、現在毎日検温をし、それを記録するという事で子どもたちの体調管理をしております。検温できていな

い児童生徒については、学校で登校時に検温して記録をし、常に体調管理に努めているところでございます。

3ページの教室等の衛生管理についてです。児童生徒がよく手を触れる箇所や共用物は、1日に1回程度、消毒液を浸した布等で拭いております。子どもたちが帰ったあと、教職員で協力して、それぞれ色々な場所の消毒をしているというところでございます。

4ページの2 新型コロナウイルスを踏まえた熱中症対策について、でございます。新しい生活様式の中での熱中症対策といたしまして、これから、これまでも暑い日がございますが、常に室内が涼しくなるようにエアコンの温度設定をこまめに調節しております。また、マスクの着用についてですが、常にマスクを着用させることが望ましいとしておりますが、熱中症の発生する可能性が高いと判断した場合には、適宜マスクを外すよう指導もしております。

また、水分補給についてですが、こまめな水分補給を心がけるということと、休み時間や登下校中にも水分補給や休憩の意識をさせるというようなことで、下校途中に休憩し、全員で水分補給をする時間をとるようにしております。

6ページの3 新型コロナウイルス感染症の感染発生時の対応について、でございます。(2) 学校内で体調不良者が発生した場合についてですが、安全に帰宅できるまでの間、留まることが必要な場合には、他の者との接触を可能な限り避

けるため、別室で待機させるというような配慮を行います。

続きまして、臨時休業の判断についてです。学校で感染者が発生した場合ですが、児童生徒や教職員の感染が確認された場合、濃厚接触者が保健所により特定されるまでの間、学校の全部または一部の臨時休業を実施します。先日7月21日に、県からこの臨時休業とする期間が概ね3日間と示されました。市でもそれに準じて行います。また、学校の感染拡大の可能性が高い範囲に応じて、学級単位、学年単位、または学校全体を臨時休業とするとしておりますが、その場合には、資料の中の①学校における活動の態様、②接触者の多寡、③地域における感染拡大の状況、④感染経路の明否等を考慮して、臨時休業の期間等について検討することとしております。

9ページの児童生徒の出席停止の考え方についてです。いろいろな場合について明記をしておりますが、項目3について説明いたします。同居家族が濃厚接触となった場合についてです。本人は登校可能になりますが、感染の可能性が高まっているという保護者からの申し出等により、合理的な理由がある場合には、出席停止というようなこととなります。そして、家族がPCR検査で陽性になった場合には、本人が濃厚接触となりますので、項目2により対応をするということになります。家族がPCR検査で陰性になれば、登校できるという形になっております。

10ページの、教職員の出勤停止の考え方についてですが、こちらにつきましても、教職員本人が感染した場合、濃厚接触となった場合、家族等が濃厚接触者になった場合ということで、パターン分けして明記をしております。

下段の※の3つ目ですが、学校では、教職員や児童生徒の健康観察票等を2週間程度遡って整理して勤務態様や健康状態の把握をするということで、期間としては1か月保管することとしておりますが、濃厚接触であるとか、感染ということになった場合は、2週間分の健康観察票や行動歴を保健所等に説明できるように準備することとして明記をしております。以上でございます。

(上原教育長)

ご意見、ご質問がございましたら、よろしく申し上げます。小多委員どうぞ。

(小多委員)

新たにということで運用されるんですけども、保護者への徹底ということも十分に内容を周知、連絡していただくようによろしくお願ひしたいと思ひます。家族の関連もかなりありますので、その点のことを十分認識していただいて、また、学校の方でこういうことが起こったということで、保護者としての対応も必要になってくるかと思ひますので。この趣旨、新しい生活様式ということで、徹

底をお願いしたいなと思います。

(上原教育長) 村田学校教育課長。

(村田学校教育課長)

ありがとうございます。保護者への周知、徹底でございますが、これを学校に周知したときにも、保護者への連絡をしてもらっているのですが、これから夏休みに入りますので、改めて家庭での感染症対策についてのことで、徹底、注意をしていただくという周知の文書についても通知させてもらおうと現在準備を進めているところでございます。以上でございます。

(上原教育長)

ほかにございませんか。川原林委員。

(川原林委員)

この、新しい生活様式自体はいいと思うんですけども、ただ、そのコロナウイルス感染者に対する偏見ですね、そういったところも色々問題が起きていますし、その点のケアとか取組もお願いしたいなというふうに思います。

(上原教育長) 村田学校教育課長。

(村田学校教育課長)

今、偏見に対するような注意とのことでご指摘がありましたが、普段から継続しております人権教育の一つとして、子どもたちにはきちんと考える時間を持ってもらっています。感染症に対する差別・偏見に対する意識を持たない、そういったことをその都度捉えて指導していくところでございます。以上でございます。

(上原教育長)

ほかございませんか。三矢委員。

(三矢委員)

2点。まず先程の広報の件です。保護者はもちろんなんですけれど、できたら地域の回覧というか、安全リーダーやスクールリーダー等々、見守りに出てきていただいておりますし、例えば、距離があったらマスクをとっていいというところとか、朝の集団登校のときはみんなで行くのであり得ないことですが、そういうことで、非常に敏感になっている地域の方もおられますので、ちょっと

マスクをしてない子を見ると、マスクをしなさいと言ってしまったりする人もいるかもしれないので。学校はこういうふうなことで指導しているということを地域にもお伝えいただければありがたいかなということが一つです。

もう一つは、先程、心のケア等のことを仰っていましたが、私も本当にそう思います。ここに書かれているのは、こういう状況についてどういう対応をしたらいいのかというスタンダードマニュアルなので。色んなものが発生したときには、心のケアも同時に、表裏一体だと思っておりますので、十分お願いしたいと思えます。だからといって、突然、こうしては駄目ですよという話ではなくて。こういうことって、日頃からしんどいということが言えたりだとか、体調が悪いから今日はやめとくわって、先生方も含めてですよ、体調が悪いので今日は出勤できませんとか、普段からしんどいことが言える雰囲気っていうのが大事なかなと思います。突然こんなことが発生したから、皆さん、こういうことは言ったらあかんのよ、とかそういう話ではなくて。日頃から子どもたちも先生方も含めて、不調を訴えることが、安心して訴えられるというか。ちょっと言ってしまったら、何か言われるんじゃないだろうかというような雰囲気では、なかなか難しいと思いますので。普段から、ちょっとしんどい、ちょっと休ませてもらうとか、子どもにしてもちょっとしんどいってことが言えて、皆で心配できるような雰囲気っていうのが、先生方も含めて大事なかなと。本当に先生方も、子どもたちもそうなん

ですけれど、ずっと緊張状態が続いていて、もう今、たぶんマックスじゃないかなと本当に心配しております。大変ありがたいんですけれども、だからこそ日頃から言える、そういう雰囲気作り、それから皆で正しく認識していくこと、元気だからこそできる教育だと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

(上原教育長)

ご意見ということで頂戴します。ほかござひますか。

ないようですので、続きまして、報告第14号 高島市教育委員会事務局職員
の人事について、説明を願ひします。加藤教育総務課長。

(加藤教育総務課長)

報告第14号 高島市教育委員会事務局職員の人事について、地方教育行政の
組織および運営に関する法律第21号第3号の規定に基づく事務局職員の人事に
ついて、令和2年7月22日に教育長の専決処分事項の指定第1項の規定に基づ
き、下記のとおり技能労務職、調理師の川島実代、遠藤由佳里について、マキノ
学校給食センターの民間委託に伴ひ、令和2年8月1日付けにて、今津学校給食
センターへの人事異動につきまして、教育長が専決したので報告いたします。

(上原教育長)

ご意見、ご質問がございましたら、よろしくお願ひします。ございませぬか。

ないようですので、続きまして、今後の日程について、事務局から説明をお願ひします。上原教育総務課参事。

(事務局、上原参事が内容説明)

(上原教育長)

それでは、以上で本日予定しておりました定例会の内容は、すべて終了しました。これをもちまして本日の定例会を終了します。

定例会終了 午前 10 時 28 分